

監査公表第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年4月28日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 柴田賢治郎
(公 印 省 略)

監査種別

出資団体監査

監査結果の措置対象

出資団体 新城市土地開発公社
所管部課 建設部用地開発課

監査結果報告年月日

令和7年11月7日

監査結果に対する措置通知年月日

令和8年4月9日

講じた措置等の内容

【新城市土地開発公社】

《指摘事項》

財産評価委員会が開催されているが会議録が作成されていない。適正な土地取得を証する重要な書類となるので、作成されたい。

《是正措置内容》

指摘のとおり、財産評価委員会等の会議については、重要案件となることから会議録の作成を行います。

《意見1》

令和6年度決算において、過去の市からの補助金が内部留保金として地価調整前受金に計上されているが、本来の処理の仕方であるか疑問に感じるので検討されたい。

《措置内容》

令和7年度補正予算において、特別利益として収入予算に計上しました。

《意見2》

令和6年度決算において、過年度分の売却損を特別損失として処理しているが、本

来はそれぞれの年度において処理すべきものと思われるので、留意されたい。

《検討状況》

意見のとおり、各年度において処理していきます。また、経理を把握する職員の配置についても用地開発課より秘書人事課へ要望しました。

《意見3》

長期保有土地の処分については新城市土地開発公社経営健全化計画が策定されているが、計画的に進んでいない状況にある。処分が先に延びることによって、利息が処分価格に影響を与えることになるので、早期の処分に努められたい。

《検討状況》

長期保有土地の処分につきましては、愛知県等への事業要望を行っています。また、住宅用地についても新城市土地開発公社経営健全化委員会で販売方法の検討を行い、早期に販売できるよう努めてまいります。